

あったか笑顔のまちづくり推進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各地域の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）及び住民自治協議会の福祉部等が、身近な地域福祉活動の積極的に活動できる場の確保や地域活動への協力者（以下「生活応援活動者」という。）の養成等、その地域のあらゆる生活課題を地域住民の自主的な協働で支えあうことのできる地域づくり（あったか笑顔のまちづくり）を推進するために実施する事業に対し、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(指定事業)

第2条 この事業は、協議会の指定事業として、実施するものとする。

(事業の実施及び内容)

第3条 指定を受けようとする地区社協又は住民自治協議会福祉部等は、その地域の近隣住民による地域活動の生活応援活動者として、東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という）会員に登録しなければならない。

2 指定を受ようとする地区社協は、次の事業（以下「指定事業」（別紙1参照）という。）を選択し、企画実施するものとし事業運営会議等を定期的に行い、事業の進捗状況や成果を確認し、課題等の整理を行うものとする。

- (1) 地区社協広報発行事業
- (2) ボランティア（応援隊）育成推進事業
- (3) サロンパワーアップ事業
- (4) 地域まるごと福祉教育推進事業
- (5) 近隣互助生活応援活動推進事業
- (6) 地域の特色ある福祉推進事業

(支援、助言及び評価)

第4条 協議会は、この事業を円滑かつ効果的な推進を図るため、指定地区社協への積極的な支援と助言を行うとともにわがまち応援活動発表会等の実施によりその事業の成果及び評価を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 協議会は、地区社協の実施する事業に要する経費に対し、前年度の協議会会員登録による一般会費の収入額から、別紙2の金額を上限とし、助成するものとする。

(交付申請)

第6条 指定事業の助成金交付を申請しようとする地区社協は、助成金交付申請書(別紙様式1)に必要な事項を記入し、事業計画書(別紙様式2)を添付し、協議会へ協議会が指定する期日までに提出すること。

(助成金の交付決定)

第7条 協議会は、前条の規定により地区社協より申請書の提出があれば、直ちに内容を審査し、承認したものについては、交付決定通知書(別紙様式3)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金交付決定を受けた地区社協は、助成金交付請求書(別紙様式4)により、協議会へ請求するものとする。

(実施報告)

第9条 指定事業を実施した地区社協は、当該年度の活動実績報告書(別紙様式5)を取りまとめ、実施した翌年度の4月末までに協議会へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 地区社協未設置地域について、経過措置として、組織化を計画的に推進するため事業助成金を当分の間、その他協議会事業で執行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置

平成30年度までは、地区社会福祉協議会活動事業助成金要綱(平成17年4月1日施行)に基づく助成事業を実施する地区社協は本要綱を適用しない。

(別紙1)

事業内容

地区社協広報発行事業

地域における情報提供機能の拡充に努めるとともに福祉活動に関する情報を提供し、当該地域住民への意識の啓発を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

ボランティア（応援者）育成推進事業

地区社協における地域福祉の推進に協力していただくボランティア（応援者）の確保育成を図り、その活動の充実強化を図る。

サロンパワーアップ事業

隣近所の高齢者・障害者・児童・乳児をはじめ、住民の誰もが気軽にいつでも寄り合え、お互いが生活の張りを持ち合えるような場づくりを通して、地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指し、地区社協が運営するサロンの内容を充実させることを目的とする。

地域まるごと福祉教育事業

学校や地区社協をはじめとした各種福祉資源が一体となり福祉教育を推進することを通じて、児童・生徒及び地域住民の地域連帯と社会参加の精神を養うとともに社会福祉への理解を図る。

近隣互助生活応援活動推進事業

日頃の地区社協活動や住民福祉活動、特に「地域ふれあいサロン」活動を通してサロン利用者や世話人（協力者）等から把握した、暮らしに密着したさまざまな生活ニーズを解決するために、地域住民の実情に応じた近隣互助による生活応援活動の仕組みを創出することにより、近隣住民の誰もが、お互いの思いや願いに気づき合い、毎日の生活を支える地域づくりを目指す。

地域の特色ある福祉推進事業

地域住民のニーズにあった行事並びに地域福祉活動を積極的に推進し、地域住民から支持される地区社協を目指すとともに、地域福祉の拠点として、その使命達成に努める。

(別紙2)

(助成金額)

当分の間、この事業に要する経費として、前年度の協議会会員登録（一般会費）による収入の6割を上限として助成する。

- 別紙様式1 「あったか笑顔のまちづくり推進事業」助成金交付申請書
- 別紙様式2 「あったか笑顔のまちづくり推進事業」事業計画書
- 別紙様式3 「あったか笑顔のまちづくり推進事業」助成金交付決定通知書
- 別紙様式4 「あったか笑顔のまちづくり推進事業」助成金交付請求書
- 別紙様式5 「あったか笑顔のまちづくり推進事業」活動実績報告書